国内(日本)向け開発ツール使用許諾書

同意書(事項)

重要 ラピスセミコンダクタ株式会社(以下「弊社」といいます。)は、本使用許諾書(以下「本契約」といいます。)の全ての内容に同意していただくことを条件に、弊社の本製品(第1条にて定義)をご使用頂くお客様に、本ソフトウェア(第1条にて定義)を使用することを許諾致します。

本契約にご同意いただけない場合、お客様は本ソフトウェアをご使用になれません。また、本ソフトウェアを使用された場合、本契約書にご同意いただいたものとします。

第1条 用語の定義

- 1. 「本製品」とは、弊社製マイクロコントローラまたは、音声合成LSIのことをいいます。
- 2. 「本ソフトウェア」とは、本製品に搭載するソフトウェアの開発をするための「ソフトウェア開発ツール」に含まれるコンピュータ・プログラム(以下「本プログラム」といいます。)及びマニュアルをいいます。本プログラムには、機械が読み取り可能な形式の命令、その構成物、データが含まれます。
- 3. 「使用」とは、本プログラムをコンピュータにインストールして実行し又はコンピュータの周辺装置に記憶、転送若しくは表示すること並びにマニュアルをコンピュータに格納して表示し又は印刷してマニュアルを読むことをいいます。

第2条 使用許諾

- 1. 弊社はお客様に対して、本製品用のソフトウェア開発を目的として、本ソフトウェアを1台のコンピュータ上でのみ使用する非独占的且つ譲渡不能な権利(以下「使用権」といいます。)を許諾するものとします。なお、お客様に許諾される権利は使用権のみとし、本ソフトウェアに関するその他の権利について許諾又は譲渡されるものではないものとします。
- 2. 弊社は、本ソフトウェアに対して、お客様の許可な〈変更(バージョンアップ等含む)を行うことができるものとします。

第3条 制限事項

- 1. お客様は、本ソフトウェアを第三者に開示し、又は使用させることはできません。
- 2. お客様は、インターネット、イントラネットを含むいかなるネットワーク上においても本ソフトウェアをアップロード、 公開することはできません。
- 3. お客様は、本ソフトウェアに含まれている著作権表示を切除または改変することはできません。
- 4. お客様は、本ソフトウェアを前条第1項所定の目的以外に使用しないものとします。
- 5. お客様は、本プログラムを逆アセンブル、逆コンパイル又はその他の方法で、リバース・エンジニアリング等の解析をしないものとします。
- 6. お客様は、本ソフトウェアを改変、翻案、頒布、譲渡、送信又は貸与すること及び担保にすることはできないものとします。

第4条 本ソフトウェアの権利

- 1. 本ソフトウェアに関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)及びその他一切の知的財産権は 弊社に帰属します。本契約のいかなる内容も、本ソフトウェアにかかる権利の全部または一部をお客様に譲渡 するものではありません。
- 2. 本ソフトウェアは、著作権法並びにその他の知的財産権に関する法律及び条約により保護されています。

第5条 秘密保持

お客様は、本ソフトウェアを秘密として保持し、許可な〈その全部または一部を第三者に開示・公開することはできません。

第6条 免責

- 1. 本ソフトウェアの引渡し完了後3ヶ月以内に、本ソフトウェアの記録媒体に弊社の責に起因する物理的な瑕疵が発見され弊社に連絡があったときは、弊社は、無償で本ソフトウェアの記録媒体を他の代替品と交換するものとします。
- 2. 弊社は、本ソフトウェアを現状有姿のまま提供するものとします。そのため、本ソフトウェアに関して、特定の目的に対する適合性、応答の的確性、使用結果、過失の不存在、知的財産権の非侵害について、明示または黙示であるとを問わず、一切保証致しません。
- 3. 弊社は、本ソフトウェアの使用または使用不能によってお客様に生じるいかなる直接的、間接的損害(情報、データ、プログラム等の無体財産の損失、利益の喪失、中断などによる損害を含む)に関して、一切の責任を負いません。
- 4. 弊社は、本ソフトウェアの恒久的なバージョンアップ及び不具合の修正義務を負いません。
- 5. 弊社は、お客様に対し、本ソフトウェアに関するいかなる技術的役務の提供義務も負いません。
- 6. 弊社は、本製品及び本ソフトウェアの仕様等について、お客様への連絡なく変更できるものとします。弊社は、 当該変更によりお客様が被るいかなる損害に関しても、一切の責任を負いません。
- 7. お客様は、お客様が行う(1)閲覧、ダウンロード、暗号化、要約、コピー、転送等により本ソフトウェアに関する 法令に基づく第三者の権利の侵害や法律違反(弊社が提供する重大な違反を除く)により生じる、または、(2) 本契約に違反することにより生じる、またはこれに関連して生じる賠償金等の請求による損失、罰金や費用 (弁護士費用を含むがこれに限定されない)から、弊社及び弊社の役員や従業員を免責することを保証し、損 害を与えないようにし、また保護するものとします。

第7条 輸出

お客様は、本ソフトウェアに適用される全ての輸出関連法令を遵守するものとします。お客様は、弊社より入手した製品、ハードウェア、ソフトウェアまたは技術を、直接、間接を問わず禁輸国へ転送、輸出、再輸出しない事を確認して頂き、製品、ハードウェア、ソフトウェアまたは技術を、転送、輸出、再輸出する場合には適用される全ての法律、規制に従うものとします。

第8条 解約

- 1. お客様は、お客様の判断通知により、いつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、お客様の本ソフトウェアに対する使用権も直ちに終了するものとします。
- 2. お客様が本契約に違反した場合、弊社は本契約を解約することができるものとします。この場合、お客様のソフトウェアに対する使用権は直ちに終了するものとします。

第9条 契約期間

本契約は、お客様が本契約に同意した日、あるいはお客様が本ソフトウェアの使用を開始した日のいずれか早い日に始まり、前条の規定により解約されるまで有効とします。

第10条 終了後の処置

如何なる事由に基づき本契約が終了した場合であっても、お客様は遅滞な〈本ソフトウェア及び本ソフトウェアの複製物を廃棄しなければならないものとします。

第11条 その他

- 1. 本契約に規定のない事項及び本契約の解釈につき疑義が生じたときは、弊社とお客様との間で協議の上、解決するものとします。
- 2. 本契約は日本国法に準拠するものとします。本契約に関する一切の紛争は、東京で、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則による仲裁で解決するものとし、この仲裁判断を最終判断として、これに従うものとします。